

法務省民二第655号  
令和3年3月29日

法務局長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局長  
(公印省略)

不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う法定相続情報証明  
制度に関する事務の取扱いについて (通達)

行政手続については、「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)において、「書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」こととされているほか、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)においても、「各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの(以下「見直し対象手続」という。)について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」との方針が示されています。

上記を踏まえ、不動産登記規則等の一部を改正する省令(令和3年法務省令第14号)が施行されることに伴い、平成29年4月17日付け法務省民二第292号当職通達「不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産

[Redacted]

登記事務等の取扱いについて」の一部を下記のとおり改正し、本年4月1日から施行することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、この通達の施行前に提供された申出書及びその添付書面の取扱いについては、なお従前の例によるものとし、また、施行後において押印が不要とされた書面について押印がされて提供された場合であっても、適正な申出として取り扱って差し支えありませんので、念のため申し添えます。

#### 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第2 1～2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 法定相続情報一覧図には、被相続人に関しては、その氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日を、相続人に関しては、相続開始の時ににおける同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄を記載することとされた(規則第247条第1項第1号及び第2号)。</p> <p>また、法定相続情報一覧図には、作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、法定相続情報一覧図を作成した申出人又はその代理人が<u>記名</u>することとされた(規則第247条第3項第1号)。</p> <p>法定相続情報一覧図の作成にあつては、次の事項を踏まえる必要がある。</p>	<p>第2 1～2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 法定相続情報一覧図には、被相続人に関しては、その氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日を、相続人に関しては、相続開始の時ににおける同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄を記載することとされた(規則第247条第1項第1号及び第2号)。</p> <p>また、法定相続情報一覧図には、作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、法定相続情報一覧図を作成した申出人又はその代理人が<u>署名し、又は記名押印</u>することとされた(規則第247条第3項第1号)。</p> <p>法定相続情報一覧図の作成にあつては、次の事項を踏まえる必要がある。</p>

ア～エ (略)

オ 法定相続情報一覧図の作成をした申出人又は代理人の記名には、住所を併記する。  
なお、作成者が戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第3項に掲げる者である場合は、住所については事務所所在地とし、併せてその資格の名称をも記載する。

カ～コ (略)

(4) (略)

4 (略)

5 添付書面について

申出書には、申出人又はその代理人が記名するとともに、前記3に示す法定相続情報一覧図をはじめ、規則第247条第3項各号に掲げる書面を添付しなければならないとされた。

(1)～(3) (略)

(4) 申出書には、申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務

ア～エ (同左)

オ 法定相続情報一覧図の作成をした申出人又は代理人の署名等には、住所を併記する。  
なお、作成者が戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第3項に掲げる者である場合は、住所については事務所所在地とし、併せてその資格の名称をも記載する。

カ～コ (同左)

(4) (同左)

4 (同左)

5 添付書面について

申出書には、申出人又はその代理人が記名押印するとともに、前記3に示す法定相続情報一覧図をはじめ、規則第247条第3項各号に掲げる書面を添付しなければならないとされた。

(1)～(3) (同左)

(4) 申出書には、申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務

上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付することとされた（規則第247条第3項第6号）。

当該証明書には、例えば住民票記載事項証明書や運転免許証の写し（申出人が原本と相違がない旨を記載したもの。なお、この場合には、申出人の記名を要する。）が該当するところ、登記官はこれらの書面によって申出人の本人確認を行うものとする。

(5) (略)

ア～イ (略)

ウ 代理人の権限を証する書面について、原本の添付に加えて、代理人が原本と相違がない旨を記載し、記名をした謄本が添付された場合は、登記官は、それらの内容が同一であることを確認した上、原本を返却するものとする。

6 (略)

上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付することとされた（規則第247条第3項第6号）。

当該証明書には、例えば住民票記載事項証明書や運転免許証の写し（申出人が原本と相違がない旨を記載したもの。なお、この場合には、申出人の署名又は記名押印を要する。）が該当するところ、登記官はこれらの書面によって申出人の本人確認を行うものとする。

(5) (同左)

ア～イ (同左)

ウ 代理人の権限を証する書面について、原本の添付に加えて、代理人が原本と相違がない旨を記載し、署名又は記名押印をした謄本が添付された場合は、登記官は、それらの内容が同一であることを確認した上、原本を返却するものとする。

6 (同左)

7 (略)

(1)～(4) (略)

(5) (略)

ア 登記所窓口における交付等の取扱い

窓口において一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をするときは、その交付及び返却を受ける者から、運転免許証その他申出書に記載されている申出人又は代理人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書の提示を受けることで、一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をすることができる者であることを確認し、その上で申出書の「受取」欄へ一覧図の写し等を受領した旨を記載させることとする。

なお、代理人が戸籍法第10条の2第3項に掲げられる者である場合は、提示を受ける書面は資格者代理人団体所定の身分証明書等で代替して差し支えない。

7 (同左)

(1)～(4) (同左)

(5) (同左)

ア 登記所窓口における交付等の取扱い

窓口において一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をするときは、その交付及び返却を受ける者に、申出書の申出人の表示欄又は代理人の表示欄に押印したものと同一の印を申出書の「受取」欄に押印させて、一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をすることができる者であることを確認するものとする。

なお、一覧図の写しの交付及び添付書面の返却を受ける者が、印鑑を忘失等して押印することができない場合は、規則第247条第3項第6号又は同項第7号の規定により申出書に添付した書面と同一のものの提示を受けることで代替して差し支えない。この場合は、申出書の「受取」欄に一覧図の写しの交付及び添付書面の返却を受け

ただし、上記にかかわらず、その他の措置を講じさせることにより一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をすることができる者であることを確認することができる場合は、その措置によることができる。

イ～ウ (略)

8 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア 再交付申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載し、記名をした謄本を含む。）

なお、当初の申出において提供された申出書に記載されている申出人の氏名又は住所と再交付申出書に記載された再交付申出人の氏名又は住所とが異なる場合は、その変更経緯が明らかとなる書面の添付を要す

る者の署名を求めるものとする。

イ～ウ (同左)

8 (同左)

(1) (同左)

(2) (同左)

ア 再交付申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載し、署名又は記名押印をした謄本を含む。）

なお、当初の申出において提供された申出書に記載されている申出人の氏名又は住所と再交付申出書に記載された再交付申出人の氏名又は住所とが異なる場合は、その変更経緯が明らかとなる書面の添付を要す

る。

イ (略)

(3) (略)

る。

イ (同左)

(3) (同左)

別記第1号様式

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

(補完年月日 令和 年 月 日)

申出年月日	令和 年 月 日	法定相続情報番号	- -
被相続人の表示	氏名 最後の住所 生年月日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日		
申出人の表示	住所 氏名 連絡先 - - 被相続人との続柄 ( )		
代理人の表示	住所(事務所) 氏名 連絡先 - - 申出人との関係 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人		
利用目的	<input type="checkbox"/> 不動産登記 <input type="checkbox"/> 預貯金の払戻し <input type="checkbox"/> 相続税の申告 <input type="checkbox"/> 年金等手続 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
必要な写しの通数・交付方法	通 ( <input type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送 ) ※郵送の場合、送付先は申出人(又は代理人)の表示欄にある住所(事務所)となる。		
被相続人名義の不動産の有無	<input type="checkbox"/> 有 (有の場合、不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。) <input type="checkbox"/> 無		
申出先登記所の種別	<input type="checkbox"/> 被相続人の本籍地 <input type="checkbox"/> 被相続人の最後の住所地 <input type="checkbox"/> 申出人の住所地 <input type="checkbox"/> 被相続人名義の不動産の所在地		
上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。 申出の日から3か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。			
(地方) 法務局 支局・出張所 宛			
※受領確認書類(不動産登記規則第247条第6項の規定により返却する書類に限る。) 戸籍(個人)全部事項証明書(通)、除籍事項証明書(通) 戸籍謄本(通) 除籍謄本(通)、改製原戸籍謄本(通) 戸籍の附票の写し(通) 戸籍の附票の除票の写し(通) 住民票の写し(通)、住民票の除票の写し(通)			

受領	確認1	確認2	スキナ+入力	交付

受取

別記第1号様式

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

(補完年月日 令和 年 月 日)

申出年月日	令和 年 月 日	法定相続情報番号	- -
被相続人の表示	氏名 最後の住所 生年月日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日		
申出人の表示	住所 氏名 連絡先 - - 被相続人との続柄 ( )		
代理人の表示	住所(事務所) 氏名 連絡先 - - 申出人との関係 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人		
利用目的	<input type="checkbox"/> 不動産登記 <input type="checkbox"/> 預貯金の払戻し <input type="checkbox"/> 相続税の申告 <input type="checkbox"/> 年金等手続 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
必要な写しの通数・交付方法	通 ( <input type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送 ) ※郵送の場合、送付先は申出人(又は代理人)の表示欄にある住所(事務所)となる。		
被相続人名義の不動産の有無	<input type="checkbox"/> 有 (有の場合、不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。) <input type="checkbox"/> 無		
申出先登記所の種別	<input type="checkbox"/> 被相続人の本籍地 <input type="checkbox"/> 被相続人の最後の住所地 <input type="checkbox"/> 申出人の住所地 <input type="checkbox"/> 被相続人名義の不動産の所在地		
上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。 申出の日から3か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。			
(地方) 法務局 支局・出張所 宛			
※受領確認書類(不動産登記規則第247条第6項の規定により返却する書類に限る。) 戸籍(個人)全部事項証明書(通)、除籍事項証明書(通) 戸籍謄本(通) 除籍謄本(通)、改製原戸籍謄本(通) 戸籍の附票の写し(通) 戸籍の附票の除票の写し(通) 住民票の写し(通)、住民票の除票の写し(通)			

受領	確認1	確認2	スキナ+入力	交付

受取

別記第2号様式

法定相続情報一覧図の再交付の申出書

再交付申出年月日	令和 年 月 日	法定相続情報番号	- -
被相続人の表示	氏 名 最後の住所 生年月日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日		
申出人の表示	住所 氏名 連絡先 - - 被相続人との続柄 ( )		
代理人の表示	住所(事務所) 氏名 連絡先 - - 申出人との関係 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人		
利用目的	<input type="checkbox"/> 不動産登記 <input type="checkbox"/> 預貯金の払戻し <input type="checkbox"/> 相続税の申告 <input type="checkbox"/> 年金等手続 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
必要な写しの通数・交付方法	通 ( <input type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送 ) <small>※郵送の場合、送付先は申出人(又は代理人)の表示欄にある住所(事務所)となる。</small>		
上記通数の法定相続情報一覧図の写しの再交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。3か月以内に一覧図の写しを受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。			
(地方) 法務局		支局・出張所	宛

受領	確認	交付

受取

別記第2号様式

法定相続情報一覧図の再交付の申出書

再交付申出年月日	令和 年 月 日	法定相続情報番号	- -
被相続人の表示	氏 名 最後の住所 生年月日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日		
申出人の表示	住所 氏名 連絡先 - - 被相続人との続柄 ( )		
代理人の表示	住所(事務所) 氏名 連絡先 - - 申出人との関係 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人		
利用目的	<input type="checkbox"/> 不動産登記 <input type="checkbox"/> 預貯金の払戻し <input type="checkbox"/> 相続税の申告 <input type="checkbox"/> 年金等手続 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
必要な写しの通数・交付方法	通 ( <input type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送 ) <small>※郵送の場合、送付先は申出人(又は代理人)の表示欄にある住所(事務所)となる。</small>		
上記通数の法定相続情報一覧図の写しの再交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。3か月以内に一覧図の写しを受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。			
(地方) 法務局		支局・出張所	宛

受領	確認	交付

受取

備考 表中の対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。